

循環型社会形成推進交付金等（指導監督交付金） 交付要領

1. この交付金は、循環型社会形成推進交付金等事業（廃棄物処理施設整備交付金事業、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（先進的設備導入推進事業）事業及び二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業）事業を含む。）に伴う都道府県の指導監督事務の実施を交付の対象とする。

2. この交付金の交付額は、次の第1表の第1欄に定める予算科目の区分ごとに第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較していずれか少ない方の額に2分の1を乗じて得た額及び第2表の第1欄に定める予算科目の区分ごとに第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較していずれか少ない方の額に3分の1を乗じて得た額とする。

ただし、算定された交付金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（第1表）

1 区 分	2 基 準 額	3 対 象 経 費
(項) 廃棄物処理施設整備費 (目) 循環型社会形成推進交付金 指導監督交付金	環境大臣が別に定める額	循環型社会形成推進交付金等事業の指導監督（浄化槽設置整備事業及び公共浄化槽等整備推進事業の浄化槽整備効率化に資する指導監督を除く。）のために必要な旅費（本省連絡旅費、循環型社会形成推進協議会出席旅費、市町村指導監督旅費及び施設調査旅費）、報酬、給料、職員諸手当等、共済費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水料及び修繕料）、役務費（通信運搬費及び筆耕翻訳料）、委託料（水質検査及びばい煙排出検査に必要な経費に限る。）、使用料及び賃借料並びに備品購入費（原則として取得価格一品目15万円未満のものとし、15万円以上のものについては、あらかじめ環境大臣に協議してその承認を得たものに限る。）
(項) 北海道開発事業費 (目) 循環型社会形成推進交付金 指導監督交付金	環境大臣が別に定める額	（ただし、報酬、給料、職員諸手当等、共済費については、会計年度任用職員に係るものに限る。）
(項) 離島振興事業費 (目) 循環型社会形成推進交付金 指導監督交付金	環境大臣が別に定める額	
(項) 沖縄開発事業費 (目) 循環型社会形成推進交付金 指導監督交付金	環境大臣が別に定める額	

（第2表）

1 区 分	2 基 準 額	3 対 象 経 費
(項) 廃棄物処理施設整備費 (目) 循環型社会形成推進交付金 指導監督交付金	3,000 万円	<p>循環型社会形成推進交付金等事業の指導監督（浄化槽設置整備事業及び公共浄化槽等整備推進事業の浄化槽整備効率化に資する指導監督に限る。）のために必要な旅費（市町村指導監督旅費及び現地調査旅費）、報酬、給料、職員諸手当等、共済費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、役務費（通信運搬費）、委託料（既設浄化槽の悉皆調査に要する費用、維持管理情報等のデータの電子化に要する費用又は既存の台帳システムを浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）第 49 条に定める事項を記載し、また、令和 2 年度に環境省が整備する台帳システムと平仄が図られるシステムへの改修に要する費用に限る。）</p> <p>（ただし、報酬、給料、職員諸手当等、共済費については、会計年度任用職員に係るものに限る。）</p>
(項) 北海道開発事業費 (目) 循環型社会形成推進交付金 指導監督交付金		
(項) 沖縄開発事業費 (目) 循環型社会形成推進交付金 指導監督交付金		

3. この交付金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) この交付金は、当該交付金と事業に係る予算及び決算の関係を明らかにした様式第 1 による交付金調書を作成し、これを事業完了後 5 年間保管しておかなければならない。
- (2) 事業により取得した庁用器具等については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

4. この交付金の交付の申請は、様式第 2 による申請書により、当該年度 8 月 31 日までに環境大臣に対して行うものとする。

5. 環境大臣は、交付申請書が到着した日から原則として 30 日以内に交付の決定を行うものとする。

6. この交付金事業に係る事業が完了したときは、様式第 3 による事業実績報告書を事業完了後 1 カ月以内又は翌年度 4 月 10 日のいずれか早い日までに環境大臣に対して行うものとする。

7. 4 の規定に基づく交付の申請及び 6 の規定に基づく事業実績報告書については、電子情報処理組織を使用する方法（適正化法第 26 条の 2 及び 3 の規定に基づき環境大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。

8. 環境大臣は、7 の規定により行われた交付申請等に係る通知等について、当該通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

9. 特別の事情により2、4及び6に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ環境大臣の承認を受けて、その定めるところによるものとする。

附 則

本要領は、令和3年3月29日から施行する。